

平成31年教育委員会第2回臨時会会議録

開会日時 平成31年2月28日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 塚本 亨
委員 望月 京子
委員 日高 芳一
委員 齋藤 初夫
委員 大里 豊子

議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	若林 繁
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	和田 栄治	・統括指導主事	塩尻 浩
・地域教育課長	山崎 淳	・統括指導主事	大川 千章
・生涯学習課長	加納 清幸	・放課後支援課長	生井沢 良範
・中央図書館長	鈴木 誠	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄

書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 塚本 亨 委員 望月 京子

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○教育長 おはようございます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、平成31年教育委員会第2回臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え塚本委員と望月委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日は議案が1件、報告事項が12件ということになっております。

それでは、議案第7号「葛飾区体育施設の利用料金、使用区分等の承認について」お願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第7号、葛飾区体育施設の利用料金、使用区分等の承認につきまして議案を提出するものでございます。

提案理由でございますが、葛飾区体育施設指定管理者より、葛飾区体育施設の利用料金、使用区分等につきまして承認申請がなされ、本教育委員会のご承認をいただく必要がございますので、本案を提出するものでございます。

葛飾区体育施設指定管理者より承認申請を受けました利用料金、使用区分等につきまして、ご承認いただきたく存じます。

葛飾区体育施設指定管理者より平成31年1月4日に葛飾区体育施設利用料金の承認について及び平成31年2月14日に葛飾区体育施設の利用料金、使用区分等の承認につきまして申請を受けてございます。

2枚おめくりいただきまして参考資料をごらんいただければと思います。施設の利用料金につきましては、2ページから8ページに記載のとおり、葛飾区体育施設条例で定めます利用料金の限度額の設定となっております。5ページをごらんください。2の葛飾区水元総合スポーツセンター（1）体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、第1武道場、第2武道場につきましては、貸し切りでない場合の利用料金、小・中学生に変更がございまして、1人1回30分につき、これまで25円でしたが、20円となっております。こちらにつきましては、平成30年の体育施設条例の一部を改正する条例に基づき、平成31年4月1日から施行いたします葛飾区体育施設の利用料金に合わせたものとなっております。

次に7ページをごらんください。3その他、東金町運動場多目的広場につきましても、同様に料金の変更がございました。貸切利用料金1回30分につき、体育目的で使用する場合、全面でこれまでが1,600円でしたが、900円に。体育目的以外で使用する場合、平日これまで6,400円から3,600円に、土曜日8,000円から4,500円に、日曜日または休日が8,800円から4,950円に。また半面につきましても同様に変更がございまして、9ページ、10ページでは体育施設備

付器具料金につきましては、これまでどおりの金額設定となっております。また回数券利用料金、取消料金表につきましても変更はございません。

また 13 ページ以降にございます各施設の使用区分、貸切り使用の申込みがない場合の個人使用に充てることができる基準、一般開放の時間、開放施設、運動種目、その他必要な事項につきましてはこれまでどおりとなっております。

さらに 19 ページ以降の葛飾区体育施設条例施行規則第 24 条第 1 項に基づく書式につきましては、使用器具の一覧の詳細を掲載するように変更が加えられてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 葛飾区民の方の体力向上といった意味も含めて、個人の利用の基準に合わせた 25 円が 20 円になった部分と団体の扱い、その他、非常に区民にとっては親しみやすいものだと思いますので、推し進めていただきたいと思います。

以上です。

○**教育長** ご意見ということで。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 7 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは異議なしと認め、議案第 7 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして報告事項等に入ります。報告事項 1 「遊び場開放における管理業務委託の導入について」をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、私から「遊び場開放における管理業務委託の導入について」ご報告させていただきます。

まず 1 の概要でございます。小・中学生を対象といたしまして、土曜日・日曜日また休日に区内小学校の 26 校で校庭を開放する遊び場開放事業を実施してございます。現在、こちらについては施設開放協力員の配置により実施しているところでございますが、近年、施設開放協力員の担い手不足などが解消されないことから、今後の安定した事業実施が困難になってきているところがございます。ということで、平成 31 年度からでございますが、8 校について試行的に管理業務委託を導入したいと考えているところでございます。

2 番の実施予定時期でございますが、平成 31 年 4 月からとしてございます。

委託の予定校でございますけれども、こちらに書かせていただいている南綾瀬、上千葉、奥

戸、清和、白鳥、南奥戸、東綾瀬、細田の8校ということでございます。

別添の資料としまして、資料の1と2に現在の遊び場開放の実施校、それから資料1の左側に丸をつけているところが今回の委託予定校で、現状と委託校の分けを書いてございます。さらに地図にそれを落としたものが資料2となっておりまして、四角で囲まさせていただいているところ、ちょっとわかりづらくて恐縮ですけれども、こちらが委託の予定校ということでございます。

資料1枚目の裏面をごらんいただきまして、委託業務の概要と現行との比較でございます。まず委託の概要ですけれども、下のところに書いてありますように教育委員会が提示いたします日時に受託事業者が委託対象校に行きまして、門の開錠、遊具の貸し出し、それから利用者の安全管理等を行うということでございます。

下の表を見ていただきますと、比較ですけれども、現在、対応については実施日時ですとか利用対象者、事業の内容そのものについては変更がございません。それから現地における開錠等につきまして、ただいま申し上げたとおり現行の施設開放協力員が受託事業者に、それから利用者のけがへの応急対応等につきましては、緊急の対応ですけれども、現在、施設開放協力員と教育総務課でやっているものを、原則として受託事業者、さらに必要に応じて教育総務課という形で考えているところでございます。

さらに人員の確保、一番難しいところだったのですけれども、こちらについては現在の教育総務課が声をかけて集めているところを受託事業者のほうで安定的に行っていくというもの。さらに事業実施に係る学校との連絡調整については引き続き教育総務課のほうで責任を持ってやっていくというものでございます。

予算額につきましては、今後議会での議決をいただくということですが、今のところの予定は委託料として1,095万6,000円を予定してございます。

6番、最後になりますけれども、平成32年度以降の取り扱いですが、今回、試行ということで、今回の実施状況を見た上で今後、委託校をどうしていくかということでの内容を検討していきたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまの報告について何かご質問等ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 平成31年4月からの実施ということですので、あと1月ほどなのですけれども、事業者の選定というのは進んでいるのでしょうか。それと、現場での利用しに来た方に対する告知といいますか、管理者が替わって何々というような掲示がされるということになるのかどうかということを伺いたいのですが。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 まず事業者につきましては、既に入札を行って決定している状況でございます。今、鋭意打合せを進めているところでございます。

委託校である旨の表示なのでございますけれども、その部分については予定をしていなかったところですので、今、委員よりご指摘をいただきましたので今後検討させていただきたいと思っております。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 事業者個別じゃなくて、どのような業種というか、どのような形態のところに委託しているか、イメージがわからないので、その辺を教えてください。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 なかなか一言で言うのは難しいのですが、今回はいわゆるビル管理等を行っている事業者ということでございます。

○教育長 よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

日高委員。

○日高委員 来年度から委託をしていくということですが、これは何年かかって全校やろうという考えですかね。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 今のところ、具体的にいつまでに、どのぐらいという数は決まってございません。といいますのも、今回初めてということになりますので、一度この8校でやらせていただいて、課題があるのかないのかも含めて、それを踏まえた上で、今後の取り扱いを検証していきたいと考えてございます。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、日高委員も少しばかり心配されたのですが、8校を試行的に導入されるという事ですが、現状での利用状況と、あるいは平成30年度の進捗というか、そういった中での過不足なり、人間的なものを最近あったもので、解る範囲で良いのですが教えていただきたいと思います。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 現在の遊び場開放の利用状況ということでよろしいでしょうか。

○塚本委員 はい。

○教育総務課長 先ほど申し上げたとおり、現在26校で実施しているところでございまして、平成30年度はまだ年度途中ということですので、平成29年度の利用実績をお話しさせていただきますと、実施回数が延べで1,589回、それから利用人数が2万324人ということで、平均

をとりますと1回当たり大体12、3人というような状況でございます。例年そういう状況で、若干このところ利用者が減っているかなという状況ですけども、これは全体として改築校が入っている状況で、休止せざるを得ないというところもありまして、平均するとそんなに変わらないと思います。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、報告事項1は終わります。

続きまして報告事項2「(仮称)葛飾区学校施設長寿命化計画(案)について」をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは私のほうから2番の「(仮称)葛飾区学校施設長寿命化計画(案)について」ご報告をさせていただきます。

お手元にありますように、今回はパブリックコメントのところになってございます。まず3行目の真ん中あたりになりますけれども、(仮称)葛飾区学校施設長寿命化計画(素案)に係ります区民意見提出手続(パブリックコメント手続)を実施いたしました。このたび、その報告をまとめたものでございます。

まず1番、「葛飾区学校施設長寿命化計画(素案)に対する区民意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果について」ということで、別紙1となっております。申し訳ございません、1枚、おめくりいただきまして別紙の1でございます。そちらのほうで、実施期間は表記のとおり平成30年12月12日から平成31年1月10日までということでございます。

閲覧場所につきましては、表記のとおりでございます。

提出された意見でございますけれども、意見数といたしましては1件、提出者は1名でございました。

4番といたしまして提出されたご意見の取り扱いでございますが、◎、○、△、□としてございますが、○にありますように「計画(素案)に入っているもの」と解しているところでございます。

5番といたしまして、提出されたご意見の概要と教育委員会の考え方というところでございますので、次のページをお願いいたします。

こちらのほうが提出された意見に対する教育委員会の考え方でございます。取り扱いの凡例といたしましては、◎は計画案に意見を反映するもの、○は計画(素案)に入っているもの、△は計画・事業の推進に当たって参考とするもの、□は要望等としてお聞きするものという分類をさせていただきます。

ご意見といたしましては、「建て替えの予定が当分無い学校から先にトイレの改修工事をしてほしい。全ての学校のトイレが早くきれいになり『快適な施設環境』になることを望む」とい

うご意見でございました。

教育委員会の考え方でございますが、学校のトイレにつきましては、平成13年度から順次改善を進めてきており、洋式トイレの全校設置を初め、ブース全面改修及び照明器具の増設を行うなど、時代に合った学校トイレの改良に努めてまいりました。既に全校各階1カ所は改修が完了しており、いわゆる1系統は終わっているということを書いております。2カ所目の系統のほうにも入ってまして、現在、改修も90%以上が完了しているところでございます。今後は100%の完了までスピードアップを図ってまいりますということ述べさせていただきました、取り扱いといたしましては○、計画（素案）に入っているものという形で回答をさせていただきたいと考えているところでございます。

申し訳ございません、次のページへお願いいたします。こちらのほうが、今回、葛飾区学校施設長寿命化計画（素案）からの主な変更点でございます。項番1、2、3、4というところでございますけれども、こちらは改築のシミュレーションとして、ABCDEというような形でアルファベット表記をしていたところがございます。そちらのほうが、前回の12月の段階で次期改築校7校というものを具体的にお示しさせていただいております。水元や道上という形で具体的な学校にお示しをさせていただきましたので、そこを匿名のABCから具体的な現実的な学校のほうに変えたことによる変更をさせていただいたというものでございます。

最後の5番につきましては、別添のところに資料をつけていたのですが、こちらのほうの記載例や読み方のところの凡例がありませんでしたので、ここは丁寧な形でやりたいということで、凡例を加えさせていただいたというものでございます。

その他の改正事項につきましては、文章のてにをはであったり、内容の色の統一を図っていたり、あとは改修、修繕、維持工事というような形でまぎらわしい言葉があったりしたようなところは、全編を通して統一を図るということをお願いさせていただいたというところでございます。

申し訳ございません、一番最初のページに戻っていただきたいと思っております。1番がパブリックコメントの実施結果でございました。2番が主な変更点のご説明をさせていただいております。3番につきましては、今回、概要版と本編をつけさせていただいたというところでございます。最後の4番になります。今後の予定でございますが、3月の区議会文教委員会のほうにこちらのほうのご報告をさせていただき、さらには教育委員会で計画の決定をしていただきたいと思いますと考えてございます。この決定を受けた後、4月から区のホームページ等による周知を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 主な変更点の番号1のところ、素案と案に下線があって数字が変わっていますよね。シミュレーションのほうも改築型と長寿命化型でそれぞれ変わっているところがあるのですが、これの数字が変わっている理由はどのような理由なのでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 こちらのほうのシミュレーションでございますけれども、線の前にございますように、「今後20年間では」という形で書いてございます。こちらのほうが今言いましたように改築7校を具体的に入れていったところで、学校名を変えてきたというところでございます。ざっくばらんの話ですけど、A B C Dでやっておりましたので、古い学校を入れていたので、例えば本田小学校というようなものをA B C Dの中に入れていこうと。それは今回、よつぎ小学校であったり、水元小学校、宝木塚小学校という形で具体的な名前に変わってきてございますので、要するに校舎面積の広さが変わってしまったので、数字が変わってきたというようところでございます。それが20年間でひっくり返っていたしましたので、数字が変わってございます。校舎面積は学校によって違いますので。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。今回はパブリックコメントということで。

それでは報告事項2について終わります。

続きまして報告事項3「(仮称) かつしか教育情報化推進プラン(案)について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「(仮称) かつしか教育情報化推進プラン(案)について」説明をさせていただきます。

まず本計画は、学校と教育委員会が教育の情報化の考えや方向性のビジョンを共有して、一体となって教育の情報化の推進に取り組んでいくために策定するものですが、12月に素案のパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果の報告と、今回案として取りまとめましたので、その内容について説明をさせていただきます。

まずパブリックコメントの実施結果でございます。別紙1をごらんいただけたらと思います。今回提出された意見数ですけれども、2名の方から6件の意見をいただきました。いただいたご意見の取り扱いにつきましては、記載のとおり◎が計画案に意見を反映するもの、○が計画の素案に入っているもの、△が計画・事業の推進に当たって参考にするもの、□が要望等としてお聞きするもの、この4段階としてございます。今回の取り扱いについては△が1件、□が5件となっております。

具体的にご意見と教育委員会の考えにつきましては、次ページをごらんいただけたらと思い

ます。

今回いただいた意見につきましては、直接本計画にかかわるものは項番の5のみとなっております。項番5につきましては、「保護者が区の計画をほとんど認識していない状況なので、図書館で貸し出しできるようにしてもらいたい」とのご意見となっておりますので、いただいたご意見を踏まえ、本計画については、図書館で貸し出しや区ホームページへの掲載等で広く周知をしていきたいと思っております。

その他の項番につきましては、直接は本計画とかかわらない事項となっておりますので、この場では説明を割愛させていただきたいと思っております。

パブリックコメントの結果については以上であります。

次に素案からの主な変更点についてでございます。別紙2をごらんいただけたらと思います。今回の主な変更点は9点ございますが、ポイントのみを絞って説明させていただきます。まず項番の1の部分と8の部分となりますが、こちらにつきましては、本計画の策定に向けて検討した葛飾区教育情報化推進委員会のアドバイザーからのご助言をもとに変更をした箇所となります。

本計画の素案では、保護者や地域との連携にかかわる部分が余り記載されていないので、盛り込んだほうがよいのではないかというアドバイスをいただいたところでして、それを踏まえて、「葛飾教育の日」の授業公開等を通じて、保護者や地域の方々にICT機器を活用した授業について情報共有を図ったり、学校や家庭における子どもたちのICT活用については、子どもたちの健やかな成長や社会性の形成の妨げとならないよう、教育委員会、学校、保護者、地域が連携して、バランスよく活用していく旨を記載しました。

次に項番4から6の部分ですが、こちらについては具体的施策10の授業時に活用できるICT機器の整備という項目ですが、こちらの素案ではこれから新たに導入する大型提示装置のみを計画書に記載していたところですが、既に配備済みの実物投影機や周辺機器についても機器の耐用年数を考慮の上、入れ替えしていく必要がございますので、計画の網羅性を高めるために追記をしたものでございます。

素案からの主な変更点は以上となります。

次に本計画の案と概要版でございますけれども、別紙3が本体になりますけれども、4に概要版というのがありますので、その別紙4概要版について申し上げますと、こちらは今後、学校や区民に広く理解していただくため、本計画とあわせて周知を図っていくものでございます。

最後にお戻りになっていただいて、1枚目の一番下の4の今後の予定でございます。3月の文教委員会、それから教育委員会を経て計画を発表する予定になっております。策定後の4月には区のホームページによる周知を実施する予定になってございます。

本件については、説明は以上となります。

○教育長 それでは、ただいまの件について何かご質問等ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 パブリックコメントの5番にあるのですが、保護者が区の計画をほとんど認識していないというご意見がありました。こちらのほうに教育委員会としての考え方を示していますが、多くの方に目にしやすいように、手にしやすいような形でぜひお願いしたいと思えます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 教えてもらいたい部分も含めての質問なのですが、推進プラン（案）の本体のほうなのですが、38ページに不登校及び外国籍児童・生徒の指導におけるICT活用の推進の中にいろいろ内容を書いているのですが、ICTを活用する中に、学校に来ないわけですから、よく通信教育でいろいろとやっていますよね。ああいう仕組みというのは、考えることができるのかどうかということも含めて、この中にそういうことを考えられるとして、考えているのか、ちょっと無理なのか、ここで検討できるものなのか、できないものなのかということも含めて、お考えをお示し下さい。

○教育長 不登校対策でどう使うかということですね。

○齋藤委員 ICTを活用して、自宅などで勉強を進められる仕組みが考えられるかなということですね。

○教育長 どう考えるかということですね。

○齋藤委員 そうなのですよ。生かせるのではないかと思いますので。

○指導室長 不登校とか外国籍の児童・生徒の指導のICT活用のところでございますけれども、基本的な考え方として、外国籍の子がいて、その子が学校などでそれを使って学習するとか、それから不登校の子でも学校に来て、教室に入れなくても学校に来ているとかですね。そういうような子どもが学習するときを使うということを基本的には想定として書いてございまして、家庭にいてそれを通信的なことではあるかどうかまでは考えていないのですが、その辺は今後、検討の材料の一つにしていきたいと思っております。

○齋藤委員 考える余地があるということなので、よろしくお願いします。

○指導室長 わかりました。実用としてもセキュリティの問題とかがありまして、なかなか家庭のパソコンとつなぐ場合にはそのあたりが難しいというのが現状でございまして、教員もパソコンを家庭とのやりとりにはできないかというのは検討したところなのですが、ちょっとセキュリティの面で難しいので、タブレットパソコンを家に持って帰るというような方向で教員のほうはやっているのですね。ですから、家庭のパソコンとのやりとりというのは技術的にも結構検討しないといけないような部分があるかと思っています。

○齋藤委員 例えば東京ベーシックというのは家でとれますよね、セキュリティと関係のないところでつながって何かできる方法で可能じゃないかなとは感じますので、検討していただきたいなということです。その辺の検討をお願いできないかということなのです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 検討させていただきたいと思います。

○教育長 いいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 それからテレワーク環境の整備のところ、54ページなのですが、これこそ持ち出し用端末ですよ。家に持って帰るとい話なのですかね。セキュリティの問題等今までなかなか難しかったところを何かしようかとやっているのじゃないかなという印象を受けているのですけれども、この辺のところ、どういうことを考えているのかなというのをもうちょっと説明していただけないかと思うのです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今度、学校のパソコンにつきましては校務用の成績処理用のものとか授業で使うものを一つにまとめてタブレットパソコンが使えるようになるということなのですが、そのタブレットパソコンは教室内のWi-Fiの電波で使えるのですが、外に出るとWi-Fiが繋がっていないのでつながらないのですが、外に出てもスマホとか携帯電話のように外の電波をとれるようなSIMカードというのを入れたものを5台ほど各学校に用意しまして、それであれば校庭とか家庭に戻っても通信ができる。通信ができるということは、データは全部1カ所のサーバーに入っております、このパソコンの中には入っていないので、つなげばこちらのデータが入っているところのものを使えるのです。それが切れてしまったら、例えばパソコンを置きっぱなしにしても、それはただの箱になっていまして、つながっていないので情報は絶対に漏れないようなものなのですね。そういうものを5台用意しまして、各学校でその5台をうまく利用して、外とか家庭に持ち帰ることができるようにしていくということでございます。

○教育長 わかりました。

○齋藤委員 仕組みはわかったのですが、教師が働き方改革の中でいろいろと議論になっていて、本当は家に持って帰って丸をつけたり点数つけたりできるという話も出ているので、この中でやる仕事というのは、教師がもし持って帰るとしたらどのような仕事をそこでやるのですか。

○教育長 具体的に。

○齋藤委員 具体的に考えられるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 一つは教材研究をサーバーに入れておいて、あしたの授業で使うというようなこともできますし、それから成績処理なんかも、そこから出しているいろいろ打ち込んだりとか、所見を書いたりとか、そういうこともできます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 齋藤委員がおっしゃった、危惧された部分、また将来の展望は非常に大事なことなのですが、そこで先ほど指導室長がおっしゃっていただいたのですけれども、セキュリティの問題等を考えますとそれでは足りないと思いました。特にSNSなどで非常に不愉快な事例も最近出ておりますが、その辺は十分留意して、なおかつ働き方改革の中で教員の方が持ち帰って、今幾つかの作業を例示していただいたのですが、多少場所が変わっているのだけれども、働き方改革の中でも仕事量のトータルとしては余り変わってこないのかなというのが危惧されますので、よりICTの環境整備とともに保護者の方の理解をぜひ深めていただきながら、みんなで醸成して行っていただきたいという意見を申し上げます。

以上です。お答えは結構です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項3を終わります。

続いて報告事項4「(仮称)葛飾区立学校における働き方改革推進プラン(案)について」お願いします。

指導室長。

○指導室長 「(仮称)葛飾区立学校における働き方改革推進プラン(案)について」ご説明をさせていただきます。

本プランは区立幼稚園・小学校及び中学校に勤務する教員の長時間労働の改善と学校教育の質の維持向上を図るため、おおむね5年程度を見据えた具体的な取り組みを示すために策定するものでございます。平成30年6月に葛飾区立学校における働き方改革推進プラン策定検討委員会を設置しまして、これまで検討を重ね、このたび、この改革推進プラン(案)を取りまとめたものです。

別紙1の概要版を見ていただけたらと思います。まず本プランの基本的な考えでございますが、社会や経済の変化により学校が抱える問題はこれまで以上に多様化・複雑化しており、こうした状況は教員の長時間労働という形であらわれております。

教員の長時間労働を解消することにより、教員の日々の生活を豊かにするとともに、幼児・児童・生徒に接する時間を十分に確保し、教員の魅力ややりがいを再認識することができるよう、さまざまな取り組みを実践していくために本プランを策定するものでございます。

次に葛飾区立学校の現状でございます。まず東京都教育委員会は平成29年6月に東京都公立学校教員勤務実態調査を実施し、週当たり在校時間が60時間を超える教員が多数存在することが明らかとなりました。この週当たりの在校時間60時間は、1カ月の勤務時間の時間外労働にしますといわゆる「過労死ライン」相当の80時間ということになります。また、葛飾区教育委員会が実施した教職員の業務実態調査においても同様に週当たりの在校時間が60時間を超える教員が多く見られ、教員の長時間労働の改善が急務となっています。

年次有給休暇の取得日数につきましても、取得日数が10日未満の教員が小・中学校で3割を超えている状況でございます。

次に本プランの目標でございます。文部科学省が平成31年1月25日に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、1カ月の在校等時間について、超過勤務45時間以内が目安とされております。この国のガイドラインと先ほどの調査結果を踏まえ、葛飾区立学校における働き方改革の目標を設定しております。

一つ目は、国のガイドラインの目安時間に準じて、1カ月の勤務時間外労働が45時間を超える教員を原則ゼロとする。二つ目は、年次有給休暇の取得日数10日未満の教員を原則ゼロにするというものでございます。この二つを葛飾区立学校における働き方改革の目標として取り組みを進めてまいります。

裏面をごらんいただけたらと思います。働き方改革を推進するために四つの取り組みの柱と16の取組項目を設定してございます。具体的には、教員の在校等の時間を適切に把握するために教員の出退勤管理システムの導入、長期休業期間中に学校閉庁日等の設定、学校への調査の精選や縮減、学校行事等の精選及び教育課程の見直しの促進、教員の業務補助を行うスクールサポートスタッフの配置、部活動指導の在り方の見直しなどを掲げております。それぞれの取り組みにつきましては、実施可能なものから順次実施してまいります。

次に本プランの推進に向けて、保護者や地域の方々に働き方改革の目的や取り組みへの理解を促進するために、区のホームページへの掲載等により広く周知するとともに、保護者・地域向けのリーフレットを作成してまいります。また、本プランによる取り組みは、その実施効果を検証し、必要に応じて取り組みの見直しを図ります。さらに国・都の動向や社会情勢とあわせて検討すべき項目が生じた場合は、新たな取組項目の実施も含めて本プランの改定を検討したいと思っております。

最後に今後の予定ですけれども、1枚目の下に書いてございます。3月の文教委員会、次回教育委員会を経て、計画が策定される予定となっております。策定後には区ホームページ等による周知を実施していく予定でございます。

本件について説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この働き方改革の内容、各項目を見させていただきましたけれども、これ一つ一つ全部できれば大分働き方改革が進むのではないかなと感じました。ただし課題になりそうなのが、一番最後のところにある国や都への働きかけというのがあって、これが大事かなという部分が、この項目の中にも特にあるなと思っているのは、触れていいかどうか迷いましたけれども、学校事務も東京都と区配置といろいろとあるのですけれども、職務分担の明確化、職務分担の平準化とかありましたよね。そういうのをきちっとやっていただく中に、東京都のほうにもきちっとものを申しただくことによって解決できる面もあるので、具体的には申し上げませんが、その辺についてもしっかりとやっていくことが必要なのではないかなと感じていますので、この辺も真剣に発言をしていっていただきたいと思います。

○教育長 これについては私だと思う。

教育長会でかなりそのあたりは、学校事務を区に移管してほしいということも言っているし、それからいろいろな学校サポートも随分都は入れているのだけでも、やっぱり全校に欲しいというようなことは教育長会でも要求しているところです。

そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 齋藤委員のご質問があってお答えいただいたので、そのとおりでよろしいのですが、主眼となるのは子どもたちの健全な育成のために教員の方たちが安心して働ける環境整備、これに尽きると思いますので、ぜひ学校教育における人材の問題、事務方の問題等も踏まえて、葛飾区がリーダーシップをとりながら推し進めていただき、子どもたちに福音あれというものを希望いたします。

以上です。

○教育長 あといかがでしょうか。よろしいですか。

ただの計画で終わらないように、私たちは努力したいと思います。よろしいですか。

それでは報告事項4はこれで終わります。

続きまして報告事項5「平成30年度葛飾スタンダードに関する意識調査（第2回）の実施結果について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成30年度葛飾スタンダードに関する意識調査（第2回）の実施結果について」報告をいたします。

本調査は平成30年9月に続いて2回目となります。実施期間は平成31年1月15日から18日まででございます。調査内容は、「葛飾教師の授業スタンダード」につきましては4問の設問について4択方式で、「かつしかっ子学習スタイル」につきましては10問の設問について2択方

式で行いました。

調査結果につきましては、3ページから7ページの別紙1から別紙3にまとめてございます。

まず3の調査結果分析についてご報告いたします。まず「葛飾教師の授業スタンダード」についてですが、別紙1及び別紙2をごらんいただきながらお願いいたします。まず小・中学校ともに全項目において平均値が3.6を超えております。また小・中学校の全項目で平成30年度意識調査の第1回の結果を上回っておりまして、取り組みの成果があらわれております。学校間及び中学校の教科間で「葛飾教師の授業スタンダード」の取り組みの差が見られることが課題となっております。このグラフの見方でございますけれども、右端に3本、色が違うものがございますけれども、その一番右側が平成30年1月、要するに1年前のものでございます。その隣のものが平成30年9月、本年度の1回目。その隣が平成31年1月、今回のものということで、その左から徐々に上がってきているということが大まかにわかるかと思っております。

次に「かつしかっ子学習スタイル」についてでございます。こちらは別紙の3をごらんいただけたらと思っております。全体的に肯定的な回答が80%を超えている項目が多く、取り組みの成果があらわれております。また多くの項目で平成30年度意識調査第1回の結果を上回っており、取り組みの改善が見られております。特に小学校5年生から中学校3年生における4の学び合いに関する項目では、第1回調査よりも肯定的な数値が向上しております。小学校2年生から5年生における7の勉強でわからないことの項目や小学校2年生から4年生における8のテストの間違いをやり直す項目、小学校5年生から中学校3年生における9のテストを見直す項目は改善しているものの、まだまだ課題が見られますので、学習に対して理解しようとする意識の改革が必要であると考えております。

最後に4の今後の取り組みでございます。1枚目の裏側になります。全体を通じて「かつしかっ子」宣言及び「葛飾スタンダード」の取り組みの成果があらわれてきておりますが、数値の低い項目については各学校において分析し、教育課程に位置づけて取組みを充実させるようにいたします。

学校間及び中学校の教科間における取り組みの差がなくなるよう、学校の状況に応じて、引き続き指導・助言を行います。教員が個に応じたきめ細かな指導をさらに推進していくとともに、児童・生徒が主体的に学習に取り組むことができるような授業改善を図っていくように、学校訪問の機会を活用し、指導・助言をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 最後の今後の取組みのところも含めまして、まさに葛飾区では教師の授業スタンダード、学習スタイルそれぞれについて徐々に定着してきているなどというのは、現場に行っ

いて感じます。学力もそれと比例してといたしますか、同じように上がってきているなど感じますので、この取組みについては、取組みがまだまばらなところもありますので、その辺についてはさらに進めていっていただきたいと感じています。

それと後ろのアンケートについてはぜひ質問項目の言葉遣いを少し変えていただきたいなと思います。去年も申しあげましたけれども、今年もそのところが数値が低くなっていますのは、その表現の仕方の問題もあると思いますので、検討していただきたい。1例だけ申しあげますと、5ページの下の7番目のところにありますように、「勉強で分からないところがあったら、その日のうちに先生に聞いて分かるようにしていますか」という質問なのですが、これの趣旨は子どもたちがわからないところをその日のうちにちゃんとやっているかどうかということを確認したい質問のはずなのですが、「先生に聞いて」という限定をしていますよね。先生に聞かなくても、これから放課後学習支援とかができたり、図書館を開放したりして、そこで自分で勉強したり、先生じゃなくてももしかしたら図書館に行って教えてもらったり、友だちに聞いたりしてわからないところを解決すればいいわけです。この「先生に聞いて」という限定をしているために、先生に聞かないでいてわからないところを解決している子の場合は「いいえ」に丸をつけることになるのですね。

自分のことを言って恐縮ですが、私は先生に聞かないで、友だちといつも解決していました。中学校の帰りのときね。子どものときもそうでしたけど。そうしたら私だったら「いいえ」にしているのですよ。そうすると「はい」という答えの中で、子どもが頑張っているなということを確認したいためのアンケートでしたら、そういう限定をしないほうが、先生だけじゃなくて、いろいろなことがあるので言葉遣いを、先生というところを何か工夫して、子どもが答えやすいようにしていただけないかというのを感じています。ここだけ六十何%、全体的に見てこの項目が低い数字になっているのは、きちっと答えるとそれが「いいえ」になってしまうので、アンケートの狙いに合った質問にしていきたいなと思います。

ほかのところも前回、指摘しているので、それについても質問の仕方を工夫していただきたいなと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 ご指摘のとおりかと思えます。今年度、「葛飾スタンダード」の検討委員会というのがございまして、そこで検討してございます。きょうもこの後あるのですけれども。

まず、これは変えていく方向でございしますが、「かつしかっ子学習スタイル」がありまして、それとリンクするようにこの質問ができています。そのもととなる「かつしかっ子学習スタイル」なのですけれども、ちょっとばらばらのところもありますので、系統立てていったりとか、今ご指摘のあったところなのですけれども、姿勢という項目で、中学校からあります。中学校2、3年のところは「勉強で分からないところは先生や友だちに質問し理解するようにし

ます」というふうな項目にしますので、それにリンクした調査にしていく予定でございます。

5、6年生の「勉強でわからないところは先生や友だちに質問しわかるようにします」。小学校2、3、4については「わからないところは先生に聞いてわかるようにします」というようなところですが、そのように「先生や友だち」ということを入れていきたいと考えておるところでございます。

それから家庭学習の項目においても、家庭学習でやらなければいけないという限定がかかっているのですけれども、当然、学習センターなど、それも含めるということで、「毎日、机に向かって宿題やテストの見直しをやります」というような文言に変える予定でございますので、アンケートについてもそのようにリンクした形にしていきたいと考えています。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 「机に向かって」というのはどうかなと思います。例えば家庭学習を抜いて「毎日の宿題をやる時、予習・復習を計画的にやっていますか」とって単純に聞いて、どこでやろうか、どういうふうにやろうか自由じゃないの。極端に言えば、昔、電車で中学校に通ったのだけど、電車の中でやっていたよ。電車の中でやったらだめになってしまうじゃない。そういう限定してしまわないで、要するに予習・復習をやってくればいいという考えなのか、机に座ることをやらせるのかという、その辺を工夫していただかなくてはいけないかなと思います。今後、検討していただきたい。

○教育長 柔軟に考えましょう。

指導室長。

○指導室長 そのあたりも検討させていただきます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 今後の取組みにも書かれておりますけれども、「かつしかっ子」宣言だとかあるいは「葛飾スタンダード」この結果を見ますと、非常に安定的な部分もあるし、あるいは大変低いところも目立つようになっていきます。なぜこういうふうになるのかなということを分析されています。たしかに学校間あるいは中学校の教科間における取組みの差があるのではないかと。まさに私、そのとおりだと思うのです。学校間もそうでありましてけれども、教科間における取組みというのものすごく大きい。よってこのあたりの認識を各学校に周知する必要があるかと。意外とわかっているようで、ここはすーっと通っているのですよ、現実には。ですからこのあたりをご指導いただくようになっていますので、強調してご指導をいただくとありがたい。そういうことによって格差が少しでも解決されるのではないかなと思いますので、希望的観測

で、ぜひお願いしたと思います。

以上です。

○教育長 よろしく申し上げます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項5についてはここまでとします。

引き続きまして、報告事項6「平成30年度学校教育アンケートの実施結果について」お願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成30年度学校教育アンケートの実施結果について」ご報告をいたします。

まず1枚目でございます。学校教育アンケートの概要になります。対象としては保護者・地域の方ということで、10月中旬から12月上旬にかけて区立全校でアンケートを行っております。

指導室では各学校から提出された結果をもとに分析を行いました。細かい分析は2ページ、3ページにあるのですが、その次の別紙を見ていただいたほうがわかりやすいかと思えます。集計結果をまとめております。アンケートの内容は記載の9項目でございます。

まず保護者対象のアンケートの集計結果の概要としましては、小・中学校の全校で全ての項目において肯定的な回答率が否定的な回答率よりも高く、学校教育に関して好意的にとらえていただいている保護者の方が多いことがわかりました。また昨年度と比較しますと、小学校は9項目中7項目で肯定的回答率が上がる結果となりました。中学校は9項目中8項目で肯定的回答率が上回る結果となっております。中学校では小学校より「わからない」と回答する割合が高く、学校の授業や特色について十分に知られてないようなところがあるかと思えます。しかしながら、学校の満足度をはかる8番の「お子さんは、学校へ楽しく通っている」につきましては、肯定的回答率は小学校が92.4%、中学校が86.6%で、全9項目中、最も高い値となり、安心して学校へ通わせていることがうかがえます。

次に地域の方対象のアンケートの集計結果でございます。概要としてアンケートの全9項目について肯定的回答率が高い結果となりました。しかし、全ての項目で保護者よりも否定的な回答率が少ない分、ほとんどの項目で「わからない」と回答した率が高くなっております。特に2番目の「保護者への連絡・相談の対応」、3番の「授業の様子」、8番の「子どもが楽しく通っているか」の項目は回答しづらいところがございます。そのため各学校には地域の方に対して学校だよりや教育の日を活用して学校の特色を説明するなど、より高い評価を目指した対策をお願いしているところでございます。

結果の説明は以上でございますが、指導室では集計・分析した全体の結果を広報かつしか3月15日号に記事を掲載するほか、区のホームページにて公表する予定でございます。また学校

教育アンケートでは、指導室で指定する9項目のほか学校独自の項目をふやすことで評価できるようになっております。学校独自の結果につきましては、3月末までに各学校のホームページで公表することになっております。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について何かございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 地域のアンケートのほうですね。ここで「肯定的回答率が最も低い項目は」というところがありましたよね。学校の満足度のところで小中とも数字が書いてあるのですが、このところ、表のほうを見ますと地域の方の小学校・中学校も含め、「お子さんは、学校へ楽しく通っていますか」というところで、「わからない」というところの25とか26とか。中学校は31.9。わからないというのが本当だと思いますよ。子どもが楽しく行っているか行かないか、地域の方が外で見えていて、楽しいのがわからないですよ。家庭のほうはみんなよくなっていて、実際満足して通っているという雰囲気が家庭とか学校ではわかるのだけでも、地域の方がわからないということをお答えしているのであって、満足度の数字が低いってことをあえてここで強調してまとめる必要があるのかなということと、若しくは、この項目は要らないのじゃないかというぐらい、地域の方が満足して通っているかどうかなんていうのは街で見えてわからないわけですよ。それで、結局わからないって数字のほうに偏っていて、肯定的なのが減っているのであって、この質問自体が適切ではないのじゃないかなと私は感じていて、その適切ではない質問をあえて取り出して、ここで低いとか言うこと自体が何か変だなと思いました。

ここは触れないほうがいいか、項目を減らすか。強調すべきところではないのじゃないのかな。私は全体的に子どもたちは満足してきているなど感じているので、学校を見ても結構みんな楽しくやっているし、落ちついてきているので、この質問項目が不適切ではないのかなと私としては感じています。

○教育長 指導室長。

○指導室長 ご指摘のあった点につきましてはごもっともかなと思っております。1枚目のところに、地域の方の例としましては、学校評議員とか自治会役員、青少年委員、民生・児童委員、学校に関係する方々にやっただいたっていることが多いのですけれども、そういう方々に対しては、学校の様子などをしっかり伝えて、しっかりとした、わからないというよりは、何かどうなのかという判断ができるようにしていきたいとは考えておるのですが、質問自体が答えにくかったり適切ではないというご意見も検討させていただきます。

○齋藤委員 どうしても書きたいのだったら、肯定的じゃない、否定的なところの数字を見て皆、各家庭より低いから。地域の方が否定的にやっている数はすごく低いと書いたら、区の印象はよくなるデータなのです。全体な印象と合っている。この印象は何か不適切な統計じゃ

ないかと私は思っていて、書くのなら、この否定的なところの数が意外と少ないなと書いたほうが。このデータをだめなほうの数字を強調すべきアンケートではないと私は思いますので、そこをあえて報告する必要があるのかなと私は感じます。

以上。

○指導室長 ご指摘の点、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 毎年、同じのをやっているのですよね。これは何かから持ってきているものなの、それとも区独自のものなのですか。

○指導室長 もとはわかりません。区独自で毎年、とりあえず経年をとっているもので、そのままやらせていただけてきました。

○教育長 そうすると変えられるよ。それで、あえて地域と保護者だってそろえる必要が果たしてあるのかなというのものもあるよね。ぜひ検討してみてください。

塚本委員。

○塚本委員 齋藤委員のご指摘、そのとおりだと思いますし、経年的にある程度データ分析をされていますので、文言整理をされたときにその辺の注釈を加えながら、時代の趨勢に合ったというもので方向を出していきませんか、経年的に見たときに非常に波の多い統計値になってしまってもいけませんので、その辺の取扱いもぜひあわせてお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 先ほど、指導室長からのお話にもあったのですが、中学校の保護者に関しては「わからない」という回答をするという保護者の割合が小学校に比べると低くはないということです。小学校に比べると中学生になると多少学校への関心も薄れてくる面もあるのかと思います。学校からは発信をどんどんしているのだろうなと思います。29年度より割合が減少しているというところは非常に引き続きお願いしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項6について終わります。

続いて報告事項7「平成30年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「優秀な教員の表彰について」でございます。

こちらの表彰につきましては、平成17年度より、教員の意欲や資質能力のさらなる向上を図るために実施しております。葛飾区の教育の発展に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な教員の功績をたたえ、これを表彰するものであり、今年度で14年目、これまでに207名の先生方を表彰してまいりました。本年度につきましても、教科指導や生活指

導、部活動などで優れた教育活動を実践している教員を小・中学校から推薦していただきました。その後、平成 31 年 2 月 7 日に選考委員会を開催し、小学校 21 名、中学校 9 名、合計 30 名の教員が優秀な教員として選ばれました。

表彰式は 3 月 3 日水曜日午後 3 時 45 分からウィメンズパルの 4 階第 1 研修室にて開催する予定でございます。表彰者については今後「葛飾の教育」や区のホームページへの掲載などで公表し、次年度以降の若手教員の授業公開や講演会などでの活躍をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○教育長 いかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 青木区長はいつも子育てとか高齢者、持続可能などところでもって、葛飾区は非常に全国的にランクが上のほうのところに評価されているということを最近よくお話しされますけれども、それに加えて葛飾区が全国のランクを上げていくためには、教育で頑張っているというのが次の課題だと私は思っているのです。これまで、平成の間、議会も区も、時代を先取りしながらいろいろなことをやっていこうということで、いろいろな施策に取り組んできているわけですね。子育ても部署をつくったのは葛飾区は 23 区で初めてだったし、高齢者も、それからさっきトイレの話もありましたが、トイレも全国でトップクラスでやっているということで、先を見て葛飾区はいろいろな事業をやってきました。

今度は教育の面で、教育指導要領とかで決まったことだけをやるのではなくて、時代の先を見て、みんなで力を合わせて、知恵を出し合って、「本当に教育の区は葛飾だ」と言われる区にするためには、教員にも頑張ってもらわなくてはいけない。それから職員もまた知恵を出さないといけない。また議員にも頑張ってもらわなくてはいけないし、区民も頑張らなくてはいけない。みんなで葛飾区の教育のレベルを上げて、どこからも葛飾区の教育はすばらしいという区にしたいなと私は思っているのです。

そういう意味でこの優秀な教員の表彰というのはやっていくべきだなと思いますし、去年は 19 名で今年は 30 名ということでふえているのですね。これは、学校の教育研究指定校も増えていますし、いろいろな面で教員が頑張っているし、学校も頑張っているなどということの一つのあらわれだと思いますので、この表彰をされる人が多くなるように、結果として多くなるように、さまざまなこれまで取組みを進めてきたことにまたこれからも取り組んでいながら、教員にもしっかりやる気を出していただいて、自覚を持って葛飾区の教育をよくしていこうという人を 1 人でも多くしていくことの一つの大事な事業なので、これはしっかり大事にしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 優秀な教員を表彰していくという制度自体をこうやって起こしているというのはすばらしいなど。ぜひ1人でも多くをとと思うのですが、ただ去年は19名、ことしは30名と、随分の開きがあるのですが、これは推薦すればどの人でも表彰されるということなのでしょうか。現実はどうなのでしょう。

○教育長 指導室長。

○指導室長 推薦がたくさん今年度は上がってきましたけれども、その中で、この趣旨に合っているかどうかを精査しまして、若干の方は入っていないということで、残念ながら推薦の中でも落ちた方もいらっしゃいます。きちっと選考をしたものでございます。

○日高委員 ありがとうございます。

○教育長 審査会をやっているのです。

そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけ伺いたいのですが、昨年が19名、本年が30名ということで報告いただいたのですが、過去延べで207名ですか、そういった方たちの道程というのでしょうか、その後の活躍具合とか、どのような主任・主幹教諭だった方がどのような道をたどって、また子どもたちの教育に当たっているかというのは把握できないものでしょうか。

○教育長 表彰された人がその後どうなっているか。

○塚本委員 また後進の指導に当たっているかとか、非常に興味深いものですから、わかる範囲でよろしいのですが。

○教育長 いかがですか。

指導室長。

○指導室長 きちんとデータとしては残してはいないのですが、この教員はこうやっているというのは大体のところはつかんでいるつもりなのですが、退職されたりとか、他地区に出してしまうとなかなか追跡はできないのですが、区内にいる限りはそういうことは大体こちらで把握はできるかと思えます。

○塚本委員 指導室長に非常にお答えにくいことを質問してしまって申し訳なかったのですが、というのは、研究指定校なりで活躍されて、非常にスキルアップされた方が、同じチームワークで研究発表されたような、同じように教員が育っていると思うのですね。そういった意味でそのノウハウがあれば、どこかで蓄積していただいて、案内していただくと、また次の時代を担う教員の励みになるのかなという思いがあったものですから、ご質問しました。失礼しました。

以上です。

○教育長 割りと年齢の高い人がなっているケースが多いのですね。退職で教師の模範になっているような人を表彰するのが多いのですけども、そのほかにも管理職になっている者もかなり多いです。

○塚本委員 それが聞きたかったのです。ありがとうございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 一ついいですか。本当に私も1人でも多く先生方が選ばれて表彰されるということはいいことだなと思うのですが、それを精査しているとおっしゃいましたが、どこで精査、どういう方たちが精査しているというか、選んでいるのかというのを教えていただければと思います。

○教育長 どんな基準でということ。どんな基準で選んでいるのかということ。

○望月委員 また、その選んでいる方、どこの部で選んでいるのか。

○教育長 役所の中のどこでやっているか。

指導室長。

○指導室長 まず選考委員会というのを開きまして、事務局は我々ですけれども、校長先生とかそういう先生方で選考委員会を開いた上で、それで決定していくというところでございます。

その選考の基準につきましては、推薦区分のところに書いてあるものでございます。すごくある面でいいものやっても、それがほかの教員とかに余り影響がなかったり、貢献度が少ないものとかっていうものの中にはあるのですね。こういう賞をとっただけとか、そういうものを全部加味しまして選考をしているということです。本人が頑張っているとともに、かなりいい影響を与えてくれているというような方が選ばれているということです。

○望月委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、報告事項7を終わります。

引き続きまして、報告事項8「平成30年度『親子の手紙コンクール』の実施結果について」をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それではお手元の資料に基づきまして、平成30年度「親子の手紙コンクール」の実施結果につきましてご説明申し上げます。

1の事業概要でございます。「テレビやゲーム、インターネットを休んで、家族でいっしょにしたいこと・家族でやって楽しかったこと」を親子がそれぞれ手紙にして伝え合うことで、各家庭が「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組む契機をつくるために実施しているものでございます。

2の応募数でございます。30年度は三つの応募区分で計1,657作品の応募をいただきました。

3の審査結果でございます。第一次審査におきまして、応募区分ごとに10作品ずつ、計30作品を選定いたしました。そして第二次審査におきまして、応募区分ごとに2作品、計6作品を選定後、表のとおり各賞を決定したところでございます。

裏面をごらんくださいませ。4の入賞作品でございます。こちらにつきましては、別添「親子の手紙コンクール入賞作品集」のとおりでございます。

5の表彰式でございますが、3月13日水曜日午後4時半からウィメンズパルにて実施する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** これを読んでみたら非常に親子のコミュニケーションが図れていいなというのがあるのですが、この数字のことはここでは余り言いたくはないのですが、29年度よりも30年度は小学校が減っていて、中学校がふえているのですね。これは減ったとかいうことで質問するのではなくて、働き方改革の中で、さっきのところに出ていたように授業とか学校現場にいろいろなことを願います。作文だとかなんとか、区からも来る、いろいろなのが来ますよね。例えば文化活動を2日間、少し減らすとかというのを書いてあったのが確かあるのですが、そういう努力をする一方で、こういう事業はいいのだけれども負担になっている部分があるのかなとか、そういうことをいろいろと考えて、減ってきているということは何を意味しているのかということで、減ってきたことが悪いとかいいとかじゃなくて、この事業自体は非常にいいのだけれども、そういう全体的な中でこの数字をどうとらえたらいいのかということがよくわからないということで、その辺をどのように考えてとらえられているのかなということをお聞きしたいなということなのです。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 一部の学校におきましては、例えば、夏休みの課題として取り組んでいただいている学校もあります。しかし、応募方法は児童・生徒又は保護者が地域教育課あてに応募することとしており、学校の負担はないものと考えております。児童・生徒にどういうふうに課題として出すか出さないか、そこの判断は学校でやっていただいておりますので、特段、強制的に学校を経由してやってくれということではないという実施報告を受けているところでございます。

○**齋藤委員** わかりました。それがいいと思います。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

引き続きまして、報告事項の9「第11期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」お願い

します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは「第 11 期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」ご報告いたします。

まず 1 番の趣旨でございます。葛飾区社会教育委員の会議では、2 年ごとにテーマを定めまして協議いたしまして、提言にまとめてございます。その提言を教育委員会に提出してまいりました。第 11 期の社会教育委員の会議では、平成 29 年 6 月 16 日から、協議テーマについて 15 回にわたり協議したことを提言にまとめたものでございます。

その提言書が、社会教育法第 17 条第 1 項の規定に基づきまして、平成 31 年 1 月 11 日付で社会教育委員の会議から葛飾区教育委員会に提出されたものを報告するものでございます。今の協議のテーマでございますけれども、「区民のよりどころとなる図書館を目指して」というものでございます。

提言書でございます。恐れ入ります、別添をごらんください。表紙をおめくりいただきますと、1 月 11 日付で提言されたこと、それから 8 名の方の社会教育委員の会議のメンバーが書かれてございます。

1 枚めくっていただきますと、目次の次に 1 ページといたしまして、「はじめに」がございまして、1 行目でございますけれども、葛飾区立図書館では、現行の教育振興基本計画に基づく「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」によってさまざまな取り組みを行ってきたところでございますけれども、今年度はこの「取組方針」が実施期間を終了することから、新たな取組方針を策定する時期に当たっております。そこで社会教育委員から葛飾区に求められる図書館像を提言していただいたところでございます。

中ほどの記述になりますけれども、葛飾区教育委員会ではさまざまな学習機会の充実や、団体による自主的・自発的な学習活動への支援を行っているところでございますけれども、区民のさらなる学習や文化活動につながるような仕組みづくりを進めていくためには、図書館を初めとする社会教育施設の整備・充実や区民の学習支援につながる職員の働きが強く求められていると書かれてございます。

2 ページからは読書と図書館をめぐる現状となっております。1 の（1）では「読書をめぐる社会環境の変化」として、スマートフォンの普及を初めとした環境の変化や、活字離れ・本離れの進行がある一方、自治体によってはカフェや書店を併設した図書館を設置しているという環境の変化を踏まえてございます。

（2）、（3）では区立図書館の歩みと現状が書かれてございますが、4 ページになりますけれども、開館時間の延長や図書館ポストを初めさまざまな事業を展開することによりサービスの拡充が図られると記載してございます。

4 ページから 6 ページでは 2 といたしまして区立図書館の重点課題が書かれています。2 の (1) では「ネットワーク社会の弊害」、(2) では「読書相談の対応」、(3) では「施設・設備のメンテナンス」、(4) では「図書館ボランティア活動」という 4 点にまとめられています。特に 5 ページの下から 6 行目でございますけれども、「人と資料、人と人を結びつけ新たな関係性を創り出す大切な接点だ」ということで、レファレンスの重要性が書かれています。また同じく 5 ページの下の方でございますけれども、利用者アンケートで施設の老朽化について改善を求める声が多く寄せられていることから、図書館の施設・設備のメンテナンスにより、区民が気持ちよく使える環境整備が求められると書かれています。

7 ページからは 3 の「葛飾区立図書館の基本理念」として、中ほどでございますけれども、近年の活字離れの時流にあえて逆らって、書籍を中核においた図書館の伝統的な価値を守り育てるべきと強調されています。

さらに (2) では、公共図書館は人と人をつなぐコミュニティの拠点となることが挙げられています。そのためにさまざまな事業を展開し、図書館ボランティアの育成を図るとともに、語り合う場、地域コミュニティづくりの拠点となることが課題として挙げられています。

8 ページからの 4 の「課題の解決策」が提言の本旨となっております。その 1 点目として、働き盛りの世代や子育て世代のアプローチに力を入れたり、施設の老朽化対策を進めることにより多くの区民が図書館を利用するようにしていくことが提言されています。そのために、区民のアンケート調査だけではなく、調査の方法を検討し、さらに的確に区民ニーズを把握することが提案されています。

2 点目といたしましては、読書だけではなく、おしゃべりやグループの打合せ、趣味を楽しむ、子どもが遊ぶ、勉強などのための居心地のよい居場所としての環境づくりを進めることが提言されています。

3 点目といたしまして、9 ページ中ほどでございますけれども、生涯学習や子育ての拠点としての図書館の側面を拡充することと、図書館が他の生涯学習施設と相互に連動することによって豊かな公共空間をつくることが提言されています。

4 点目といたしまして、子どもの読書活動の推進のため区立図書館と学校図書館との連携を強めることが掲げられています。特に学校司書の常駐化に向けた待遇改善の必要が挙げられています。

5 点目といたしまして、10 ページでございます。区民の生涯学習を援助する図書館の職員の専門性を高めることの重要性が書かれています。そのための人材育成と配置が求められると提言しています。専門性の高い図書館司書が常時図書館にずっといるということは葛飾区の財産になるだろうということでございます。

最後に「おわりに」といたしまして、社会教育委員の会議の協議の過程が書かれています。

全国の先進事例を学んだ末に、より幅広い人たちに図書館を届けるという原点に帰り、本に親しむ生活という文化を大事にすることが豊かな生活、豊かな社会を築いていくという基本理念に至ったということでございます。そういった図書館の働きが十分に発揮されていくため条件を整備する体制づくりが進むことを願うということでまとめられてございます。

以上が今回の提言の内容の説明となっております。その後に資料編といたしまして、社会教育委員の名簿とか、協議の経過、それから区立図書館の主な行事などが書かれてございますので、後ほどごらんおきください。

1枚目の紙にお戻りください。4番の提言の取り扱いでございます。提言の趣旨をくみ取り、今後の葛飾区の図書館行政に生かしていくということでございます。

5番の区民への案内でございますけれども、提言書の提出を受けたことを広報かつしかで公表いたしまして、区のホームページで内容を公開するとともに、区立施設等で閲覧に供しまして区民の方へ広くお知らせする予定となっております。あわせて庁内関係部署へ配付することとしてございます。

今後の予定としましては、3月15日金曜日の区議会文教委員会で報告する予定となっております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について何かございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この中で、幅広い区民ニーズに応える、地域の公共空間として機能する、学校図書館との連携を強める、図書館職員の専門性を高めるというのがありますが、これは今まで図書館の中で考えた中で、さらにそれをしっかり充実していこうという基本的な流れなのですが、2番目の居場所としての図書館づくりを進めるといのは、先ほども言いましたけれども、時代を先取りした取組みなのです。こういう新しい取組みをしっかりとやることが葛飾区をすばらしい区にしていくことになっていくだろうなと思うのです。非常にまとめていただいているのでいいのですけれども、実は昨日テレビをつけていたら、トイレの設計士というのをやっていたのです。トイレというのは機能があるのですけれども、そこでいろいろな言葉を言っていて、特に女性の視点で言っていたのですけれども、トイレに行くと気持ちとか心をリセットするというのです。その人は、トイレの照明を考えたり、動線を考えたり、鏡も普通の鏡じゃなくて全身が映る鏡を置いてあげたり、そこでもって自分がちょっと見たときに自分をもう1回リセットし直して、また気持ちを切り替えてまた普通の社会に出て行くという空間にしたいということで、日本ですごく有名な人らしいのです。それであちこち、飛行場だとかいろいろなところのトイレを改修していて、僕も画面で見ましたけれどもかなり画期的だなと思いました。

これからは図書館もそういう気持ちをリセットする、そこに行くことによってリフレッシュする、図書館へ行ってよかったなど、普通の社会に出て行って、街に出て行ってもう1回頑張る気になったなどという図書館。よく喫茶をつくれればいいとって、喫茶コーナーみたいな、コンビニで飲んでいるコーヒーみたいなのではなくて、喫茶店だってすてきなところで、そこに座っていたら心がもう1回豊かになるみたいなものがあるじゃないですか。そうしたことを考えて、人の心を豊かにしたり、人の気持ちをリセットできるような図書館を考えていくということをこの2番で言っているのじゃないかなと感じるのですね。

ですから、そういうことを具体化していくにはどうしたらいいかということ、どこで考えて、誰が考えるかということが一番大事なことなので、これを行政の中に活かすって書いてありましたよね。図書館行政に活かしていくというのだけど、特にこの項目についてしっかり取り組んでいくと、葛飾区はほかの区に先駆けた取組みをしていって、葛飾区の調査されたランクが上がっていくのじゃないかなと。教育のところでも上位になるような区になっていくのじゃないかなということを、この報告書を見て感じました。ほかのところはもちろんやらなければいけないのですけれども、ここに重点を置いて考えていただくとありがたいなと思いました。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 ご意見ありがとうございます。図書館のリニューアルとかいうのは、これからでございますので、その際にご意見をいただいたことを考えまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしくお願ひします。

そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今、齋藤委員が奇しくもおっしゃっていた図書館の位置づけは、これからとても大切なと思うのです。というのは、世代交代、団塊の世代が高齢社会になりますと、今までは地域の人材ですとか、町会なり、そういったイベントがあつて、そこにはお年寄りが集まってコミュニティができあがったのですが、時代が変わってきていますので、そういった意味では図書館の位置づけ、親しみやすい、カフェとはいいませんが、アットホームな雰囲気の中で共通の何か語り合いができるような場を供するのはこれからの大きな課題であろうと思いますので、推し進めていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 今回、この社会教育委員の方々と教育委員の懇談会が行われたことは非常によか

ったと思いました。学校図書館のほうもどんどん充実して進んでおりますので、地域の図書館もあわせてさらなる充実をしていっていただけるように、ぜひともお願いしたいと思えます。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項9を終わります。

続きまして報告事項の10「郷土と天文の博物館の無料開放について」をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは「郷土と天文の博物館の無料開放について」ご報告いたします。

まず初めに、この案件につきまして事前にこういった場でご案内できずにお電話でご案内をし承認をいただいたご無礼を謝罪いたしたいと思えます。ありがとうございます。

まず趣旨でございます。平成31年2月24日に天皇陛下ご在位三十年記念式典が挙行されることに伴いまして、文化庁から慶祝事業の一環として公立博物館について無料公開を実施するよう依頼がございました。このため博物館ではこの趣旨に基づき、その日に入館料及びプラネタリウムの観覧料を無料としたものでございます。

2番の概要にあります無料開放日は平成31年2月24日日曜日。対象は先ほど申し上げたとおり、入館料及びプラネタリウムの観覧料でございます。入館者の方には整理券を配布いたしました。(3)の入館者でございますけれども、入館者数が353名、プラネタリウムの観覧者が276名で、プラネタリウムにつきましては、全4回の合計の人数でございます。

なお参考でございますけれども、直近2週間の日曜日の入館者がおおむね250名ほどで推移してございまして、100人ほど多く来たというものでございます。ただ、その100人の方が無料開放を全てわかっていただけたかといいますと、ご案内する期間が短かったので、わかって来られた方は恐らく100人のうちの4割くらいの方かなと推測されます。当日、博物館に来て、あっ、そうなのという反応の方が多かったというものでございます。

(4)の根拠でございますが、資料の記載のとおりで、施行規則第3条第10号でございます。

文化庁の通知でございますが、別添につけてございます。

区民にご案内した方法でございます。博物館のホームページや区のホームページ、Twitter、広報かつしか2月15日号などで周知をいたしました。

私からは以上でございます。

○教育長 それでは、ただいまの報告について何かご質問等ありますか。

特にないようですので、次に行きます。続きまして、報告事項11「葛飾区トップアスリートの認定について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等11、葛飾区トップアスリートの認定につきましてご報告いた

します。

1、目的でございますが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への出場を目指す葛飾区にゆかりのある選手をトップアスリートとして認定することによりまして、区内のスポーツ振興及び発展に寄与することを目的とするものでございます。

認定要件といたしましては、国際大会への出場を経験していること、または全国規模の大会で優秀な成績を収めていることに該当し、現在において国際レベルの競技能力があると認められる方で、下に記載してございます(2)から(5)のいずれかに該当する要件を満たす個人及び(5)に掲げます要件を満たす団体のうち、東京 2020 大会の出場が見込まれるものであることとしてございます。

3の認定委員会でございますが、平成 31 年 2 月 5 日火曜日に認定委員会を開催して認定者を決定したところでございます。認定者につきましては、申請のありました 14 人全員を認定してございます。別紙 1「葛飾区トップアスリート支援事業認定者一覧」のとおりでございます。

認定証の授与式につきましては、平成 31 年 4 月 14 日日曜日、葛飾区区民体育大会総合開会式の席上で認定証授与式を実施する予定でございます。

6、葛飾区トップアスリートの認定に関する要綱につきましては、別紙 2 のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 それではただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この目的のところでは、トップアスリートとして認定をしまして、区内のスポーツ振興及び発展に寄与することを目的としているということなのですけれども、トップアスリート本人に対して支援とか、そういうことについては触れていないのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 認定した方につきましては、区のほうからの支援といたしましては、大会への遠征費ですとか、競技に必要な備品類・消耗品類の購入ですとか、そういうところに対しての支援ということで、1人当たり年間 20 万円を限度に支援していくものでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 そのことは要綱に入っているのですしたっけ。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 要綱のほうに記載してございます。

○齋藤委員 読んでなかったな。どこに書いてあるのかな。

○教育長 これにはないな。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 済みません、今お手元に配付させていただいているのは葛飾区トップアスリートの認定に関する要綱でございます、そのほかに葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱というのがございまして、そちらのほうで定めさせていただいております。

○教育長 もう一つあるのね。助成金交付要綱というのがあるのだと。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の11を終わります。

続きまして、報告事項の12「平成30年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等12「平成30年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」ご報告いたします。

1、目的でございますが、葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をしたものを区長が表彰するものでございます。

次に推薦団体につきましては、一般社団法人葛飾区体育協会・葛飾区スポーツ推進委員協議会・葛飾区教育委員会でございまして、推薦基準につきましては、区内においてスポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に努力するとともに、地域、職場及び体育協会においてスポーツ振興に尽力し功績顕著な方でございます。

選考委員会を平成31年2月5日火曜日に開催いたしまして、選考結果を区長にご報告をさせていただいたところでございます。

5の表彰対象でございます。体育功労者数につきましては、一般社団法人葛飾区体育協会から16名。そのほかの団体からは推薦はございませんでした。また、社会体育優良団体につきましては、今年度は推薦はございませんでした。

表彰者につきましては、平成30年度葛飾区体育功労者一覧、別紙1のとおりでございます。

表彰日につきましては、平成31年4月14日日曜日に葛飾区区民体育大会総合開会式の席上で表彰いたします。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項12を終わります。

これで報告事項等の全ては終了いたしました。

そのほか何かございますでしょうか。

指導室長。

○指導室長 2月6日水曜日に開催いたしました第2回定例会で報告しました平成30年度第三者評価の評価結果についてですけれども、恐れ入りますが、追加のご報告をさせていただけたらと思っています。

○教育長 資料ありますか、これね。

○指導室長 「第三者評価 評価報告書【水元小学校】」の用紙を見ていただけたらと思います。

水元小学校の実施結果でございます。この2の教育課程実施状況の⑤の中で、学力向上に全教員で取り組み、授業の充実を柱にチャレンジ検定や「水晶タイム」「学びノート」など独自の取り組みを始めることを評価しています。

それから裏面をごらんいただけたらと思います。6の「保護者・地域との連携の状況」の中の①ですけれども、地域の方たちがわくわくチャレンジ広場や校外での児童の様子から生活態度が落ちついてきたことを実感し、教員のこれまでの努力を評価しています。

課題としましては、恐れ入りますが、戻っていただいて、1ページ、表面です。1の「授業の状況」④でございますが、「かつしかっ子学習スタイル」が守られつつある中で、一部集中できない児童に対して児童の状況や発達段階に応じた指導の推進を挙げております。

報告は以上でございます。

○教育長 そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、そのほか何か委員の皆様からご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これもちまして平成31年教育委員会第2回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。